

5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 国民の理解の増進

○主な取組

- ・犯罪被害者等の置かれた状況等について

国民理解の増進を図るための啓発事業の実施（内閣府）

下記コラム参照

コラム¹³

▶ 犯罪被害者週間の実施

内閣府においては、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）における集中的な広報啓発事業を実施しています。

9回目となる平成26年度は内閣府事業として、12月1日に東京で中央イベントを開催しました。また、地方行事として、熊本県（11月25日）、埼玉県（11月29日）とそれぞれ共催で、イベントを開催しました。これら犯罪被害者週間行事の開催状況の詳細は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページで公開しています（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/joho/week/week.html#tsudoi>）。

また、平成19年度から、犯罪被害者等に関する標語を募集しています。26年度は、応募作品約2,700点の中から広島市在住の成松^{なりまつ}颯都^{はやと}さんの「傷ついた心をささえる 僕らの手」が最優秀作品として選ばれ、中央イベントで表彰されました。この最優秀作品を用いた犯罪被害者週間のポスター等を全国の地方公共団体に送付して、広報啓発事業に利用していただくとともに、地下鉄や関係諸機関、大学等で掲示していただきました。



犯罪被害者週間ポスター

また、平成26年度も、各都道府県が独自に実施した広報啓発事業についての情報を集約し、内閣府犯罪被害者等施策ホームページやフェイスブックで広報しました。最終的には、全都道府県で講演会、パネル展示等様々な活動が展開されたところです。

内閣府では、今後も、11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」の広報啓発が全国を挙げての取組として周知が図られるよう努めてまいりたいと考えています。

- ・犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施（内閣府、法務省、厚生労働省）

内閣府においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日から同月25日）中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

また、春（平成26年は4月6日から同

月15日）と秋（同年9月21日から同月30日）の全国交通安全運動において、子供と高齢者の交通事故防止を基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

法務省においては、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の年間強調事項の1つ

として掲げ、人権週間（毎年12月4日から同月10日）を始めとする様々な機会に、犯罪被害者等の人権や犯罪被害者支援をテーマとした講演会・研修会の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

厚生労働省においては、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図るため、平成16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発

活動を実施している。26年度においては、「ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪」を月間標語として決定し、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の和歌山市での開催（11月24日）、広報用ポスター・リーフレットや児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（ラジオ、インターネットテレビ等）により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」